特記仕様書

１　件名
混雑状況配信サービス利用（３６ヶ月利用料）

２　本事業の概要
混雑状況配信サービスの利用

３　利用場所
御代田町役場本庁舎　１階窓口（税務課、町民課、保健福祉課）
御代田町大字馬瀬口１７９４番地６

４　履行期間
契約日の翌日から令和９年３月３１日（稼働月から３６ヶ月分の利用料を精算）

５　業務内容
（１）発注者が準備するインターネット（光回線）を経由し、窓口のリアルタイム混雑状況（業務別の待ち人数、待ち時間等）が表示できること。
（２）発券後、メールアドレス又は電話番号を登録すると、メールで受付の順番が近づいたことを通知することができること。また、交付で呼び出した場合にもメールを送信することができること。
（３）発券機と連動した予約機能を有していること。予約者は予約したスマートフォンなどのメールに届く QR コードを持参し、発券機のチェックイン機能を利用することで予約した時間の先頭の待ち順に自動で並び直すことができること。
（４）サービスの安定的運用を図るため、ソフトウェア、セキュリティに関して、定期的な保守を行うこと。また、障害の早期発見・予防に努め、障害が発生した場合や脆弱性が発見された場合等のトラブルが発生した際には、速やかに対応すること。
（５）本業務において導入されるシステムに対して性能や品質の強化、新たな機能の追加等、バージョンアップが行われた場合は、発注者に連絡の上、契約の範囲内において対応すること。ただし、契約の範囲を超えた新たな機能の追加等がある場合は、その対応について、発注者と協議を行うこととする。
（６）データについては、自動でバックアップを行うこと。
（７）本サービスの利用時間は、バックアップ処理などシステム運用に最低限必要な時間を除き、原則として、24 時間 365 日とすること。
（８）受注者がサービスを停止する場合は、サービス利用者への影響を考慮し、遅くともサービス停止の 7 日前までに、発注者に連絡すること。
（９）計画的なサービス停止以外の要因によりサービスが停止した場合には、受注者は速やかに復旧又は代替手段を用意し、サービスの安定的な運用に努めること。
（１０）個人情報保護関連法令及び御代田町情報セキュリティポリシーを遵守の上、情報配信システムの利用環境の提供を行うこと。
（１１）インターネット上の通信について、通信内容が盗聴、改ざん等されることの

ないよう、暗号化通信等の対策を適切に施すこと。

6　支払方法等

（1）支払は窓口案内システムの稼働後に行い、口座振込払いとする。

（2）受注者は、１か月の利用期間の経過後、利用料の支払請求書を発注者に提出すること。

（3）発注者は、受注者からの支払請求書に基づき、利用料を支払うものとする。

7　その他

（1）本業務実施にあたっては、発注者と十分に連携を図って行うこととする。

（2）本仕様書に明示のない事項、または業務上疑義が生じた場合は、両者協議の上、決定するものとする。